

## 〇〇中学校〇〇地域クラブ運営規約（例）

### 1 運営主体

本クラブの運営主体を〇〇中学校〇〇地域クラブ部保護者会とし、代表者を保護者会員の中から選出する。

### 2 地域クラブの目的

学校部活動の教育的意義や役割を踏まえ、中学校生徒として調和のとれた心身の発達を図ることを目的とする。

### 3 クラブ参加者

〇〇中学校生徒及び近隣中学校生徒

### 4 活動計画

- （１） 「諫早市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に沿った活動を基本とする。
- （２） 年間活動計画を別に示し保護者会の承認を得る。

### 5 会費及び会計

- （１） 〇〇中学校〇〇地域クラブ入会金（4,000 円）及び一人あたり月々2,000 円を集合する。
- （２） 部費の運用については、保護者会に担当を置き、収支決算を年度末に行う。

### 6 入退会手続き

- （１） 入会希望者は、生徒本人及び保護者の連名で所定の申込書に記入の上、提出する。
- （２） 年度途中の退会については、保護者会（コーチを含む）で協議の上、生徒本人及び保護者連名で退会届を提出する。

### 7 指導者

保護者会で決定し、コーチを委嘱する。

### 8 活動場所

〇〇中学校体育館を基本とする。

### 9 活動時間及び休養日

- （１） 当面の間（令和12年度末まで）は休日の活動を中心とする。環境が整えば平日の活動も徐々に行う。
- （２） 平日の練習は2時間を上限、休日の練習は3時間を上限とする。詳細については、諫早市立中学校運動部及び文化部活動に係る運営規定に従う。
- （３） テスト前の練習停止期間は、次のとおりとする。  
定期学力テスト前〇日間は、クラブ活動を中止する。  
ただし、5月末の学力テストに限っては、2・3年生は中止しない。

(4) 学校閉庁期間は、活動を中止する。

10 役員（保護者会及び指導者）

(1) 本会には保護者会として、保護者を中心に次の役員を置く。

部長（1名）、副部長（若干名）、会計（若干名）、指導者（若干名）

① 部長は、本会の規定に則り全体をつかさどる。

② 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは部長の職務を代理する。

③ 会計は、本会の運営のための会計経理を行う。

④ 指導者は、本会の規定に則り生徒を直接指導する。

(2) (1) ④において、教職員の希望があれば兼職兼業として置くことができる。

(3) 役員の任期は1ケ年（9月1日から翌年8月31日）とし、再任を妨げない。ただし、指導者の任期は3ケ年以上を原則とする。

11 指導者

(1) 長崎県教育委員会及び各競技団体が主催する研修会を受講し（受講予定）、諫早市教育委員会に指導者として登録されている指導者が運営に携わる。

12 傷 害

(1) 部員と指導者は、本会の定めるスポーツ傷害保険に必ず加入する。

(2) 活動中の事故は、指導者・部長に報告し、適切な処置をする。

(3) 対外試合に参加する場合は、指導者が同行し、保護者が必ず引率する。移動経費の負担、万一の事故の責任は、保護者会が負う。

13 総 会

会議は年1回以上とし、運営規定改正・役員改選・予算・決算・事業計画・その他重要事項を審議する。

14 留意事項

(1) 運営上に生じた事案についてはその都度保護者会で協議し、合意形成しながらすすめる。

(2) 出場試合については、主催者の要項により決める。

附則1 この規約は、令和7年〇月〇日より施行する。

附則2 令和〇年〇月〇日、一部の条文の変更。